

奈良県告示第四百九十九号

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第六条第一項の規定により、奈良県社会教育センターの研修施設の使用料を次のように定め、平成二十年四月一日から施行する。

なお、平成十年三月奈良県告示第六百四十二号（社会教育センターの研修棟及び宿泊棟の施設の使用料の額の定め）は、平成二十年三月三十一日限り廃止する。

平成二十年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

施設区分					実習室				
使用区分					スタジオ	視聴覚室	音楽研修室	美術研修室	
午前 （午前九時から正午まで）	午後 （午後一時から午後五時まで）	午前・午後 （午前九時から午後五時まで）	夜間 （午後六時から午後九時まで）	午後・夜間 （午後一時から午後九時まで）	全日 （午前九時から午後九時まで）	二、六〇〇円	五、一〇〇円	一、九〇〇円	二、一〇〇円
三、六〇〇円	六、一〇〇円	二、六〇〇円	六、一〇〇円	八、〇〇〇円	三、六〇〇円	六、一〇〇円	二、四〇〇円	二、七〇〇円	二、一〇〇円
六、一〇〇円	二、六〇〇円	六、一〇〇円	二、六〇〇円	八、〇〇〇円	六、一〇〇円	一一、八〇〇円	四、二〇〇円	四、七〇〇円	二、一〇〇円
六、一〇〇円	二、六〇〇円	六、一〇〇円	二、六〇〇円	八、〇〇〇円	六、一〇〇円	一一、八〇〇円	四、二〇〇円	四、七〇〇円	二、一〇〇円
八、〇〇〇円	一五、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	六、二〇〇円	八、〇〇〇円	一五、三〇〇円	五、三〇〇円	六、二〇〇円	二、一〇〇円

体 育 館	会 議 室	室 修 研							
		和 室	室 修 研 小		室 修 研 中		大 研 修 室	室 調 理 研 修	室 工 作 研 修
			B	A	B	A			
○ 五、 円 四〇	○ 一、 円 九〇	○ 二、 円 二〇	○ 一、 円 一〇	○ 一、 円 一〇	○ 一、 円 九〇	○ 一、 円 九〇	○ 四、 円 四〇	○ 二、 円 三〇	○ 二、 円 四〇
○ 七、 円 二〇	○ 二、 円 四〇	○ 二、 円 八〇	○ 一、 円 三〇	○ 一、 円 三〇	○ 二、 円 四〇	○ 二、 円 四〇	○ 六、 円 一〇	○ 二、 円 九〇	○ 三、 円 〇〇
○ 二、 円 五〇	○ 四、 円 二〇	○ 四、 円 九〇	○ 二、 円 三〇	○ 二、 円 三〇	○ 四、 円 二〇	○ 四、 円 二〇	○○ 一〇、 円 四	○ 五、 円 一〇	○ 五、 円 三〇
○ 五、 円 四〇	○ 一、 円 九〇	○ 二、 円 二〇	○ 一、 円 一〇	○ 一、 円 一〇	○ 一、 円 九〇	○ 一、 円 九〇	○ 四、 円 四〇	○ 二、 円 三〇	○ 二、 円 四〇
○○ 一、 円 二、五	○ 四、 円 二〇	○ 四、 円 九〇	○ 二、 円 三〇	○ 二、 円 三〇	○ 四、 円 二〇	○ 四、 円 二〇	○○ 一〇、 円 四	○ 五、 円 一〇	○ 五、 円 三〇
○○ 一五、 円 九	○ 五、 円 三〇	○ 五、 円 九〇	○ 二、 円 五〇	○ 二、 円 五〇	○ 五、 円 三〇	○ 五、 円 三〇	○○ 一三、 円 四	○ 六、 円 八〇	○ 七、 円 一〇

